

〜〜 農業土木技術管理士・土地改良補償士の受験資格要件が変わります 〜

農業農村整備事業に従事する意欲ある若手技術者等の受験機会の拡大を通じて、高度な技術者の育成・確保とともに、業務の円滑・的確な遂行、業務成果の品質の向上を図るため、令和6年度からの受験資格要件が以下のとおりとなりました。

【農業土木技術管理士】

1. 受験に必要な農業土木分野の事業に関する測量・調査・設計等の実務経験年数を3年短縮
(10年→7年(大学院卒は8年→5年))
2. 以下の要件を満たせば、さらに実務経験年数を3年短縮
 - 1) 実務期間中に2年間(現行は3年間)で農業農村Webカレッジ研修7講座(現行は10講座)以上を受講した者
 - 2) 実務期間中に2年間(現行は3年間)で農業農村工学会技術者継続教育機構CPD30単位(現行は50単位)以上取得した者
 - 3) 実務期間中に農業土木分野の指導業務を行なう者(技術士(農業土木又は農業農村工学)又は農業土木技術管理士の登録者)の監督の下で通算2年以上(現行は4年)以上行なった者
 - 4) JABEE認定プログラム(農業工学関連分野に限る)を修了した者(現行のとおり)
 - 5) 技術士(農業部門)の一次試験に合格した者(新たに追加)
3. 一次試験免除要件に技術士(農業部門)の一次試験合格者を新たに追加

【土地改良補償士】

1. 土地改良事業関係用地補償の業務従事者の従事年数を10年→5年に短縮
2. 管理技術者、照査技術者及び主任技術者の従事年数を5年→3年に短縮
3. 国、地方公共団体の職員従事年数を20年→15年に短縮
4. 業務従事年数換算の考え方
業務従事日数(通年)を積み上げ(業務の重複受注可)、365日/年で除し、年数を算出する。
(現行は、単年度単位として年間183日以上従事で1年とする。)

(問合せ先)

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

TEL 03-3436-6800 FAX 03-3436-4769